

東京都新宿区北新宿1-8-16  
東京土建一般労働組合  
電話03 (5332) 3971 (代表)  
FAX03 (5332) 3972  
発行人・編集人  
三木 勉

印刷部数11万2900部  
(購読料は組合費のなかに含まれています)  
(年間購読料 千八百円) 定価 五十円

# けんせつ

東京土建のホームページ <http://www.tokyo-doken.or.jp/>

ものづくり・匠の技の祭典「ものづくり・匠の技の祭典2019」が7月25日〜27日、TOC展示会場(JR五反田駅から徒歩5分)で開催されます。27日には元格闘家の魔裟斗さんとカレッジ指導員のコラボ企画があります。

## 6・26 賃金・単価引き上げ、予算要求 全建総連中央総決起大会開く

### 賃上げと週休2日同時に 参院選で重要課題前進を

全国建設労働組合総連合(全建総連)は6月26日、日比谷野外音楽堂と小音楽堂で「賃金・単価引き上げ、予算要求、中央総決起大会」を開催。49県連組合から3611人(東京土建は1654人)が参加し、交渉団が各省庁と交渉を行ないました。午前中、全建総連東京都連合会は「全建設労働者対都要請行動」を、今回は日比谷野外音楽堂で集会を行ない、個人請願行動を実施。国保組合への都費補助確保など求めました。同時に都庁では都連の代表が各局と政党各会派へ交渉・要請を行ないました。(4・5面に各省庁交渉、各局交渉の概要を掲載)



全国から3500人を超える仲間が結集

自民、斎藤嘉隆(参・立民)、増子輝彦(参・国民)、三浦信祐(参・公明)、吉良よし子(参・共産)、福島みずほ(参・社民)の国会議員が駆けつけ、激励と連帯のあいさつをしました。

**働き方改革で  
仲間に支援を**

基調報告に立った勝野書記長は、「働き方改革で労働基準法などが改正された。労働時間の把握・管理の義務付け、36協定や就業規則の作成が厳しく求められる。仲間に正確な周知をしていただきたい。建設キャリアアップの本運用が始まり、技能者の能力評価制度や企業の評価制度の基準作りの論議が進んでいる。仲間の資格取得の支援を進めていきたい。担い手3法といわれる、建設業法、入札契約適正化法、品質確保法の改正では、著しく短い工期の締結の禁止、社会保険加入を建設業許可の新規更新の要件とする

集会の冒頭、主催者を代表して吉田中央執行委員長が、「公共工事設計労務単価は7年連続で引き上げられたが、現場に届かなければ意味がない。賃金の大幅引き上げと週休2日を同時に進めなければいけない。建設国保のハガキ要請に全力で取り組みましょう。今日の決起集会と各省交渉を成功させて、予算獲得に向けて大きく前進しましょう」とあいさつしました。

来賓として、衛藤晟一(参・

る、下請代金のうちの労務費相当分は現金払いとするときれ、しっかりと現場で実行されるように取り組みたい。ゼネコンや住宅企業は増収増益にも関わらず労働者へはほとんど届いていない。全建総連は賃金・単価の引き上げや就労環境の改善を求めてきた。

来年の春に向けて広範な取り組みにしていきたい」と決意を述べました。

また6月に閣議決定された骨太の方針に示されている、消費税率引き上げ、外国人材受け入れ促進、オリパラや関西万博といった大規模国際大会、社会保障制度見直しでの問題点を指摘し、参院選を重要課題前進の大切な機会だと、全ての仲間に投票権行使するようにと訴えました。

集会では全国青協の仲間が決意表明し、集会決議を全体の拍手で採択して閉会。参加者は東京駅方面へテコ行進を行ないました。

東京土建は7月6日、7日の2日間、群馬県安中市の「磯部カントリーホテル」で、分会活動経験交流集会を開催し、全都から239人が参加しました。

### 分会活動経験交流集会を239人

後継者対策部と組織部からのあいさつでは、石川後継者対策部長が「支部の垣根をこえて自分の悩みや苦労などを話し合って、得るものを支部・分会に持ち帰ってもらいたい

流集会の目的とテーマとして報告し、「過去の経験交流集会の参加者が今や群・分会・支部・本部などあらゆる場面で活躍している。粘り強い継続的な活動こそが新たな変

平東村山、西多摩、江戸川、北、豊島の5支部が行ない(一部3面で紹介)、分科会は①若手・新人、②群会議オクルグ、③支部版の分会経験交流集会・事業所関係の3つのテーマに分かれて開催しました。

2日目は17の分科会に分かれて、組合活動での悩みや課題などを出し合い交流。その後、全体会で主婦の会、青年部、組織部から報告を受け、参加者と石川後継者対策部長、榎山組織部長が決意表明しました。

### 粘り強い活動で変化を

集会開始にあたり、松丸一雄委員長は、建設産業も政治と大きく関わっていると、参議院選挙への投票を呼びかけるとともに、「この2日間、多くの分会の経験に学び、経験をつくり、次は皆さんが経験を語っていただきたい」とあいさつしました。

い」と述べました。榎山組織部長は春の拡大月間の報告を行ない、「全世代でつながる組織活動を進めよう」と強調しました。

化を生み出し、新たな到達点を築き展望が見えてくる。ともに活動のビジョンを描けるような交流集会にして行こう」と呼びかけました。

支部・分会経験報告は、小熊書記次長が分会経験交

■6月1日に取り調べの可視化を義務づける改正刑事訴訟法が施行されたが、裁判員裁判事件と検察の独自捜査事件に限られている。これでは軽微な犯罪事件などは無ならない。警察の身勝手な判断で凶器と見なされる工具を携行する私たちは、任意の限度を超えた職務質問に対して自衛手段をとるしかない。

■けんせつ6月1日号に掲載した、中野健太郎さん(品川支部)の不当取り調べ事件の記事を読んだ仲間から裁判の支援をしたいなどの声を頂いた。ある支部からは、最近、中野さんと同様の事件が起きており、相談を受けているとの話を聞いた。また杉並支部の機関紙では中野さんの事件を大きく取り上げ、仲間「職質された！」情報を寄せてほしいと呼びかけている。

■警察の民主化を訴えてきた元北海道警察幹部の原田宏二さんは、職務質問への対処法を公開している。

- ①「これは職務質問ですか？任意です」と確認する。
- ②冷静に対応する。警察官と口論したり、手を触れてはならない。
- ③警察手帳の提示を求め、警察官の所属・階級・氏名を確認する。
- ④声をかけた理由の説明を求める。
- ⑤所持品検査には応じない。
- ⑥同行要求には応じない。その場で終わらせる。
- ⑦できれば警察官とのやり取りを録音する、というものだ。